

本学教員の研究不正行為に関する調査結果について

1. 経緯・概要

2023年6月20日、本学の公益通報窓口にて、本学教員（以下、被告発者という）について、「2015年～2023年の論文・著書全般を対象とし、紀要論文における剽窃および過去の論文・著書での剽窃の疑いがある」との告発があった。

本学は、同告発について、「追手門学院大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（以下、本学規程）に基づき、予備調査を経て本調査の委員会を設置し、調査を行った結果、不正行為（盗用・剽窃）を認定するに至った。

2. 本調査

(1) 委員構成

委員長 金政祐司 追手門学院大学副学長・心理学部教授（内部委員）
委員 平泉憲一 片山・平泉法律事務所 弁護士（外部委員）
委員 手塚洋介 大阪体育大学体育学部教授（外部委員）

(2) 調査期間

2023年9月19日～2024年1月15日

(3) 調査対象論文・著書

・論文・著書4編（被告発論文・著書3編、調査委員会が必要と認めた論文1編）

(4) 調査方法・手順

- ・告発内容および予備調査委員会の結果の確認
- ・本調査委員会の開催
- ・対象論文等の特定
- ・不正行為判断基準の検討
- ・判断基準に照らした該当性判断
- ・告発者・被告発者へのヒアリング

3. 調査結果

(1) 認定した不正行為

- ①盗用・剽窃
- ②分割投稿

(2) 不正行為への関与を認定した研究者の職名

教授

(3) 不正行為の具体的内容およびその認定理由

調査対象とした4編の論文・著書において、多数の箇所において、他者の執筆した論文や著書の文章、あるいはWebサイトの文言をほぼそのまま抜き出して（所謂、コピー&ペースト）、自身の論文や著書において使用していた。重ねて、他者の論文や著書等から文章をそのまま抜き出し使用していたにもかかわらず、当該論文や著書を適切には引用せず、被告発者自身の文章、あるいはアイデアとして読めるかのように書かれている箇所が相当数認められた。これらのことから、単に不注意や失念で引用の漏れがあったとは考えづらく、通報内容の事実、すなわち、盗用・剽窃は認められるとの判断を下した。

また、通報内容になかったものの、調査対象論文2編において、結果の一部が同一のデータに依拠するものであるにもかかわらず（統計的な数値がまったく同じであるものが確認された）、そのことが後発の論文において明記されていないという分割投稿の事実が認められた。

4. 不正行為が行われた経費

不正行為があったと認定された論文・著書の執筆に直接関係する競争的資金の利用は認められなかった。

5. 発生要因・再発防止策

(1) 発生要因

今回の不正行為の発生については、被告発者が、本学において教授という職階にあり、かつ、学生の研究指導を行う立場であるにもかかわらず、研究公正・研究倫理に対する知識や理解が欠如していたことに起因するものと判断せざるを得ない。また、自身の論文や著書で引用している文献であるにもかかわらず原本の確認を怠っていること、盗用・剽窃ならびに二重投稿といった研究不正に関しての認識が甘いと思われること等、研究者、教育者としての倫理観や知識が欠如していたものと思われる。

(2) 再発防止策

本事案について、学部会議等で学内に周知することで、同様の研究不正が今後起こらないように徹底する。また、剽窃チェックツールを導入し、教員や学生に使用を促すことで、盗用・剽窃についての意識を醸成していく。加えて、本学では、研究不正に関する研修会を毎年行い、各教員はそれを受講することを必須としてはいるものの、今回のような研究不正が起こったことを受け、本事案に関する情報（盗用・剽窃や二重投稿等についての知識や情報）を追加することで、注意喚起を行っていく。

以上